

保育園の入園申込・利用について



大口町

大口町保育園地図



■町立北保育園

〒480-0142 中小口二丁目619番地
TEL 95-3621
080-4946-7677
080-7011-1004
FAX 95-6496

■町立西保育園

〒480-0146 余野五丁目196番地
TEL 95-1700
080-7268-4018
080-4622-2381
FAX 95-6483

■私立大口中保育園

〒480-0143 城屋敷一丁目335番地
TEL 95-2862
FAX 95-6474

■町立南保育園

〒480-0135 御供所三丁目264番地
TEL 95-2714
080-7174-1406
FAX 95-6467



■保育時間（延長保育を含む）

公私	保育園名	定員	受入年齢	保育時間	建物
公立	町立南保育園	140	8か月から	月～金 7:30～18:30	鉄筋平屋
	町立西保育園	265	12か月から	月～金 7:30～18:30	鉄筋平屋 木造平屋
	町立北保育園	210	6か月から	月～金 7:30～18:30	木造平屋
私立	大口中保育園	175	12か月から	月～金 7:30～19:00	鉄筋2階

「通常保育」時間は、原則 8:30～16:30 までです。

◎休園日…日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■土曜日の保育および休日保育について

保育を行う日	実施保育園	保育時間	注 記
土曜日	町立西保育園	7:30～17:30	公立園に通う園児
	大口中保育園	7:30～17:30	私立園に通う園児
休日 (日曜日・祝日) ※12/28～1/4 除く	町立西保育園	7:30～17:30	両親共（それに代わる保護者）が働いている場合のみ利用できます 私立園に通う園児も利用できます 対象：満1歳から

※事前の申し込みが必要です。

保育園の入園基準

保育園への入園を希望する場合、保護者が以下のいずれかの状況に該当し、子どもの保育が必要
なときに申込みできます。

就労	居宅内外で仕事（1月64時間以上）をしていること
妊娠・出産	母親が出産前後（産前8週間から産後8週間を迎える日の翌日の属する月の 末日）であること
疾病・障がい	疾病、負傷または心身に障がいを有しており、家庭での保育が難しい場合
同居親族等の 介護・看護	家庭内にいる長期にわたり病気の人や心身に障がいのある人の常時介護等に あたっていること
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害の復旧にあたっていること
求職活動	就労する意思があり、求職活動をしていること。（認定期間60日）
就学	各種学校、専修学校などの教育施設に在学しているもしくは、職業訓練を受 けていること
DV・児童虐待	DV や児童虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業中（3歳以上児のみ）

今回の1次募集では受付しません。
定員に空きがあれば、3次募集で
受付します。

保育の必要性の認定について

2. 保育の必要性の認定について

(1) 認定について

保育園への入園を希望する保護者には、子ども・子育て支援法第20条第1項に基づき、保育認定を受けていただきます。

認定区分	対 象
2号認定	満3歳以上の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：小学校就学前まで
3号認定	満3歳未満の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：満3歳の誕生日の前々日まで

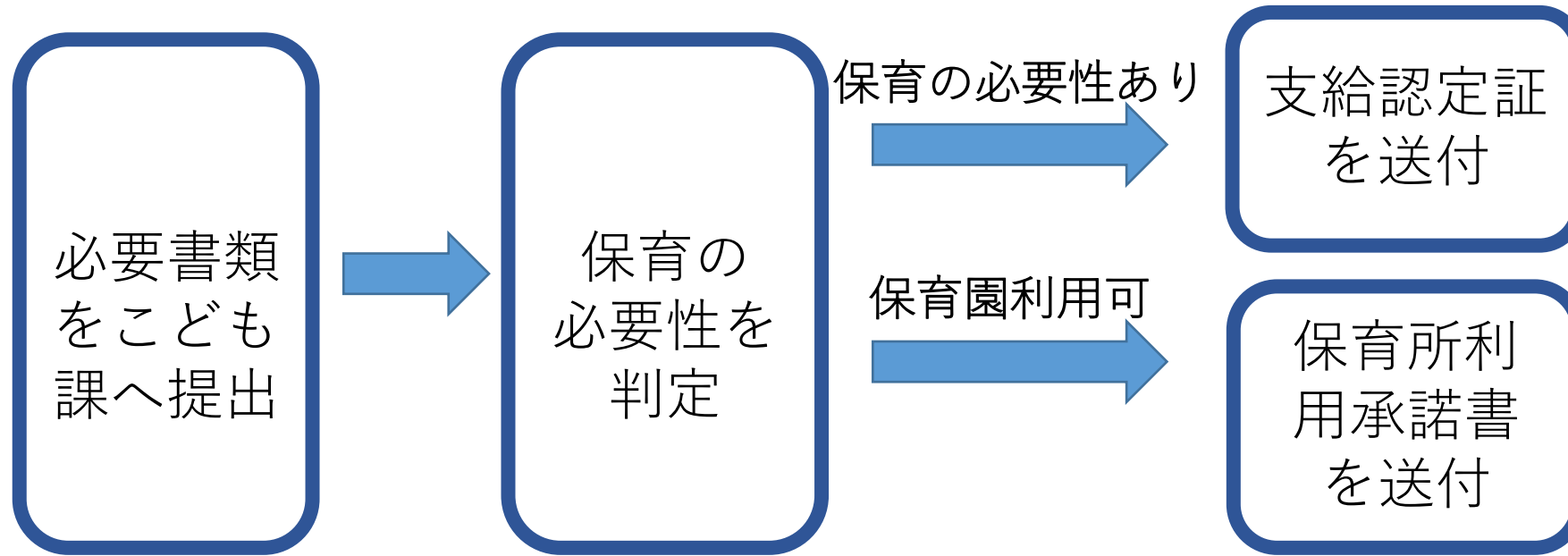
(2) 保育の必要量について

保育必要量	利用可能時間	対象
標準時間認定	11時間 (7:30~18:30)	就労(1か月当たり就労時間等120時間以上)、 妊娠・出産、災害復旧、DV・児童虐待 ※保護者が短時間認定を希望する場合を除く
短時間認定	8時間 (8:30~16:30)	就労(1か月当たり就労時間等64時間以上120時間未満)、 求職活動、育児休業中

早朝・延長保育を利用すると、
保育料以外に延長保育料が別途
発生します。

※上記以外の保育を必要とする理由については、状況に応じて認定します。

保育園に入園するには



※予約申込み

年度途中において育児休業期間が明け、職場復帰を予定されている場合、予約申込みをすることができます。ただし、復帰前に退職された場合は予約取消となり、退職後、新たに就職する際には新規申込みが必要です。

保育所利用承諾期間について

子どもの年齢により、入園が決まった保育園への利用承諾期間が異なります。

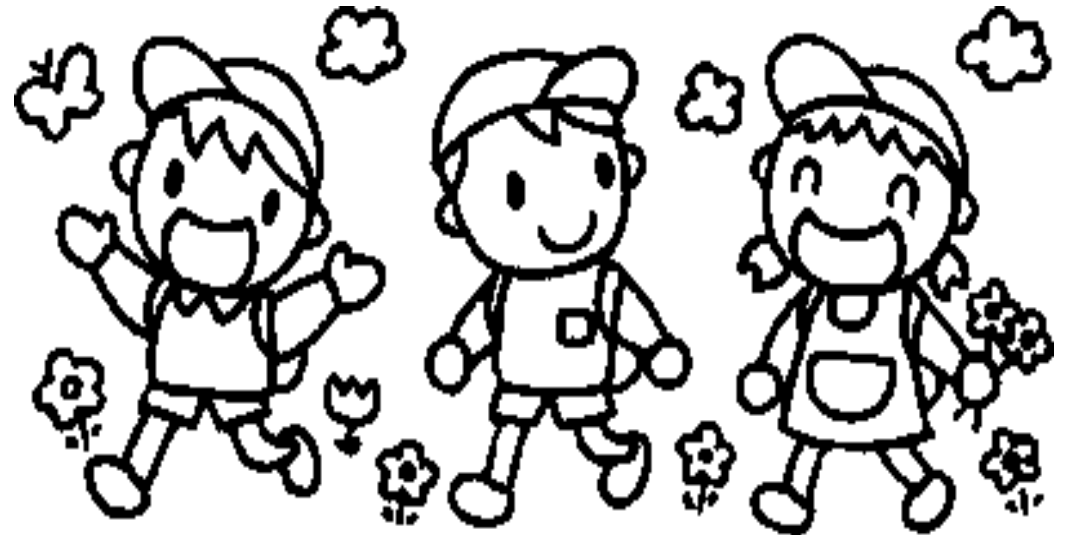
- 3歳児以上：小学校就学前まで
- 0～2歳児：2歳児の年度末まで

(3歳児に進級する際に、改めて利用申込書等を提出のうえ、入園審査を受けていただきます。)

給食費について

給食費（3歳以上のみ）

- ・保護者負担なし（大口町が独自施策で負担）
- ・アレルギーにより給食の提供を全く受けていない場合で、弁当を持参している場合は、別途申請をすることにより給付金の給付を受けることができます。詳しくは、こども課にお問い合わせください。



利用者負担額（保育料）について

- (1) 3歳児以上 0円
- (2) 0～2歳児

4月分から8月分までは、父母の前年度の市町村民税所得割課税額で算定し、9月分以降は当年度の市町村民税額決定後、年度の途中で切替させていただきます。

一般世帯（ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義		保育必要量の認定区分	
			保育標準時間（上段）	
			保育短時間（下段）	
			0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）		0	0
			0	0
			0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層		市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,700	16,000
第4階層		市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	25,800	24,000
第5階層		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	35,300	32,700
第6階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	46,000	42,600
第7階層		市町村民税所得割課税額301,000円以上	56,400	52,000
			50,400	46,000

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義		保育必要量の認定区分	
			保育標準時間（上段）	
			保育短時間（下段）	
			0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）		0	0
			0	0
			0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層		市町村民税所得割課税額48,600円未満	0	0
第4階層		市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満	0	0
第5階層		市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	22,800	21,000
第6階層		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	19,800	18,000
第7階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	32,300	29,700
		市町村民税所得割課税額301,000円以上	29,300	26,700
			43,000	39,600
			40,000	36,600
			53,400	49,000
			50,400	46,000

※お子さんの人数によって保育料の軽減が適用されます。詳しくは、入園案内のP7及びP8をご覧ください。

延長保育料について

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

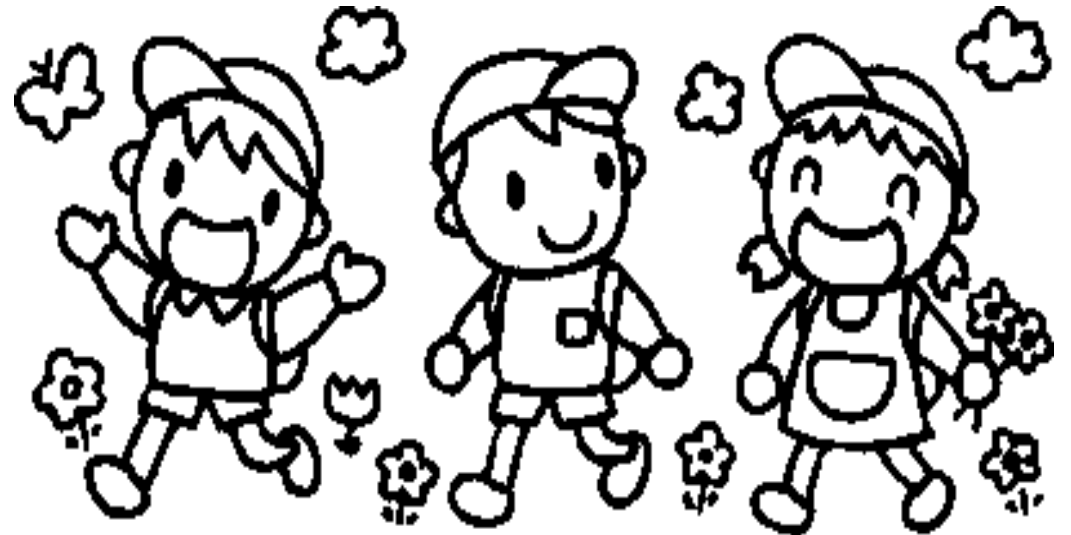
区分		時 間	延長保育料	区分		時 間	延長保育料
保育短時間認定	平日（月～金） 【契約者】	午前7:30-8:30	月額2,000円	保育標準時間認定	平日（月～金） 【契約者】	18：30を超えた分が 延長保育料として発生	
		午前8:00-8:30	月額1,000円			※午前7：30～8：30 午後4：30～6：30までは 利用者負担額（保育料）に含まれます。	
		午後4:30-5:00	月額1,000円				
		午後4:30-5:30	月額2,000円				
		午後4:30-6:00	月額3,000円				
		午後4:30-6:30	月額4,000円				
		午後4:30-7:00	月額5,000円				
		一時及び緊急（1回）	30分まで250円 以降一律500円			午後6:30-7:00	月額1,000円
	【随時者】	午前7:30-8:30	1回500円	【随時者】	午後6:30-7:00	30分まで250円	
		午前8:00-8:30	1回250円				
		午後4:30-5:00	1回250円				
		午後4:30-7:00	30分まで250円 以降一律500円				
	土曜日 【随時】	午前7:30-8:30	1回500円	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後6：30終了 大口中保育園のみ午後7：00終了 ※土曜日保育は午後5：30終了			
		午前8:00-8:30	1回250円				
		午後4:30-5:00	1回250円				
		午後4:30-5:30	1回500円				

8:30～16:30を超えた分が延長保育料として発生

※お子さんの人数や世帯の状況によって延長保育料の軽減が適用されます。詳しくは、入園案内のP9及びP10をご覧ください。

納付方法（利用者負担額・延長保育料）について

- 原則、口座振替でのお支払いです。
- ご指定いただいた口座は、引き落としができるように管理をお願いします。
- 口座振替できなかった場合は、納付書等で納付していただきます。



令和8年度 入園までのスケジュール

●申請書配布 方法・場所 ・大口町ホームページからダウンロード ・ほほえみプラザ1階　こども課 ・各保育園 時間　こども課、各保育園 8：30～17：15（土・日曜、祝日を除く）	10月1日（水）～	●面接（4～6月入園希望の方） 場　所　ほほえみプラザ1階　多目的室 受付時間　9：30～13：00 詳細は個別に文書でご案内します。 制服、帽子等の注文	南保育園	1月13日（火）
			西保育園	1月15日（木）
			北保育園	1月14日（水）
			大口中保育園	1月16日（金）
●申請書受付 場所　ほほえみプラザ1階　こども課 時間　8：30～17：15（土・日曜、祝日を除く） 【共通】 ・教育・保育給付認定申請書兼保育所利用申込書 ・児童調査書 ・家庭状況表 【要件による書類（主なもの）】 ・就労：就労証明書等（就労証明書は、最新の様式で作成してください。） ・妊娠、出産：母子健康手帳の表紙及び出産予定日の分かるページの写し ・育児休業：育児休業取得証明書 ・求職活動：求職活動支援機関等利用兼採用選考証明書 ※その他の要件による書類は、「保育所利用申込書記入例」にてご確認ください。	10月10日（金）～ 11月28日（金）	●支給認定証・利用承諾書等発送 （4～6月入園の方）	就労状況等の確認等により、 2月6日（金）以降に発送します。	
		●健康診断（4～6月入園の方） 場所　保育園の遊戯室等 時間（受付）各園　13：15～ （健康診断）各園　13：30～ ※30分程度を予定していますが、状況によって開始が遅れたり延長したりする場合があります。	南保育園	2月20日（金）
			西保育園	2月18日（水）
			北保育園	3月4日（水）
			大口中保育園	2月24日（火）
		入　園　の　一　斉　審　査　（2月上旬に決定）		

その他スケジュール等について

- 書類不備の場合、入園の一斉審査から除外しますので、申請書受付最終日（11月29日）までに全ての書類を必ず提出してください。
- 7月以降に入園の方には、2月中旬に利用に関する通知を送付し、入園予定日の2ヶ月程前に面接の案内をさせていただきます。面接終了後、支給認定証と利用承諾書、健康診断依頼書を送付させていただきます。
- 入園審査終了後、定員に空きがあれば追加受付（2次募集）をします。
- 求職活動を要件とした申込については、今回の募集では受け付けません。定員に空きがあれば、3次募集として受付します。
- 2次募集以降については、大口町ホームページにて随時お知らせいたします。

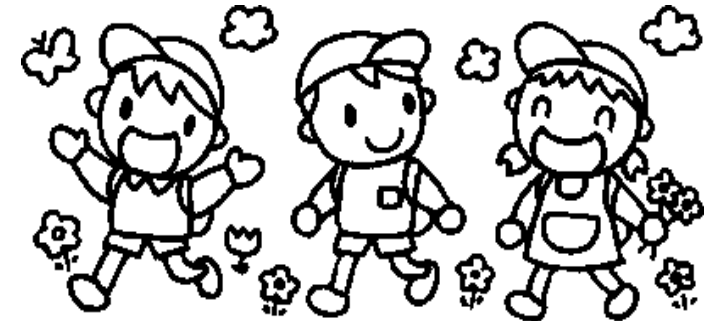
提出書類の作成について①

●家庭状況表

- ・ 第 1 希望の保育園名、児童氏名、4 月 1 日時点の年齢を記入してください。
- ・ 点数に関する部分は、記入不要です。
- ・ 兄弟同時に申込される場合は、連名で記入いただき、1 部のみ提出してください。

●児童調査書

- ・ お子さんお 1 人につき 1 枚の提出が必要です。
- ・ 家族構成は、入園希望のお子さんも含めてすべての方を記入してください。
- ・ 記入時点で不明な項目は空欄でかまいません。ただし、「熱性けいれん」、「アレルギー」、「疾患等」の項目については、必ずその有無を記入いただき、空欄としないようお願いします。



提出書類の作成について②

●就労証明書

- お勤め先の事業所に作成いただき、ご自身では作成しないようご注意ください。
- 兄弟同時に申込む場合は、1部の提出で構いません。
- 就労証明書は最新の様式で作成してください。最新の様式は、大口町ホームページ、こども課、各保育園にて配布しています。
- 住所を同じくする65歳未満の祖父母の方も就労等している場合は、就労証明書等を提出してください。
- 育児休業を現在、既に取得中の方は、就労証明書のNo.9及びNo.11が記入されているか確認をお願いします。
- 育児休業を今後取得予定の方は、育児休業を取得次第、育児休業取得証明書をこども課へ提出してください。
- 自営業の方は、就労証明書をご自身で記入してください。添付書類として、直近の確定申告書の写しなどが必要となります。詳しくは、「就労証明書の作成について」をご確認ください。

入園の申込にあたって

- 提出いただいた書類に基づいて、勤務先などに就労状況の確認をさせていただく場合があります。
- 申請書類の提出後に、勤務先や勤務時間など、就労状況に変更があった場合は、必ずこども課へご連絡ください。改めて就労証明書の提出をお願いします。
- 提出された書類と現状が異なる場合は、適正な審査ができないことから、書類不備の扱いとします。
- 入園の決定後であっても、就労状況などに変更があった場合は、速やかにこども課へご連絡いただき、就労証明書を再提出してください。場合により、再審査をさせていただくことがあります。
- 申請の内容と事実とに相違がある場合や、虚偽の内容と確認された場合は、入園の決定後であっても、入園が取消になる場合があります。
- 入園は利用基準による点数で優先順位を決定します。この結果、第1希望以外の保育園への入園や兄弟が別々の保育園に決定する場合があります。
- 受付の先着順で入園を決定することはありません。

